

○ 農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第四号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 金利リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 金利リスクに関する事項</p> <p>5 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 組合が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 「項を加える。」</p>

<p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇九 略」</p> <p>十 金利リスクに関する次に掲げる事項 イ 「略」 ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇八 略」</p> <p>九 金利リスクに関する事項</p> <p>5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。</p> <p>(別紙様式第一号の二) 「別紙1」</p>	<p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>十 「同上」 同上</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 「同上」 「一〇八 同上」</p> <p>九 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額 「項を加える。」</p> <p>「別紙様式を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 漁業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項（平成十九年金融庁・農林水産省告示第五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇八 略」</p> <p>九 金利リスクに関する次に掲げる事項</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>「一〇七 略」</p> <p>八 金利リスクに関する事項</p> <p>5 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇八 同上」</p> <p>九 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 組合が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 「同上」</p> <p>「一〇七 同上」</p> <p>八 金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 「項を加える。」</p>

<p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇九 略」</p> <p>十 金利リスクに関する次に掲げる事項 イ 「略」 ロ 金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。 「一〇八 略」</p> <p>九 金利リスクに関する事項</p> <p>5 前項第九号に掲げる事項は、別紙様式第一号の二により作成するものとする。</p> <p>(別紙様式第一号の二) [別紙2]</p>	<p>(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 「同上」 イ 「同上」 ロ 連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要</p> <p>4 「同上」 「一〇八 同上」</p> <p>九 金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利シヨックに対する損益又は経済的価値の増減額 「項を加える。」</p> <p>[別紙様式を加える。]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則附則第三十条第二項第二十四号の規定に基づき金融機関等を定める件（平成二十八年金融庁・農林水産省告示第三号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二十三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条別紙様式第十一号及び別紙様式第十一号の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基進行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、別紙様式第十一号中「一般貸倒引当金」を「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」 とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」</p>	<p>（単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項） 第二十三条 規則第十九条の二第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成二十六年金融庁告示第七号。以下「自己資本開示告示」という。）第十条及び別紙様式第十一号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基進行」とあるのは「特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。以下同じ。）」と、同様式中「一般貸倒引当金」を「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」 とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」</p>

入額」及び「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の合計額」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第二十四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十二条、別紙様式第十一号の二及び別紙様式第十二号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と、同様式中「一般貸倒引当金」は「資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」の額とあるのは「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の合計額」と読み替えるものとする。

とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の額の合計額」と読み替えるものとする。

(連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事項)

第二十四条 規則第十九条の三第三号ハに規定する自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項については、特定承継会社を銀行とみなして、自己資本開示告示第十二条及び別紙様式第十二号の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「金融庁長官」とあるのは「農林水産大臣及び金融庁長官」と、「国内基準行」とあるのは「特定承継会社」と、同様式中「一般貸倒引当金」は「資本算入額」とあるのは「一般貸倒引当金及び相互援助積立金」の額とあるのは「一般貸倒引当金の額」とあるのは「一般貸倒引当金の額及び相互援助積立金の合計額」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。